住所　名古屋市港区高木町１丁目17番地４
　闇旭　昭和57年７月29日生
　闇紫茉　平成24年３月９日生
住所　千葉県市川市市川３丁目15番11―301号
　李康植　昭和50年６月26日生
　金海淑　昭和53年２月28日生
　李昌建　平成16年９月17日生
住所　栃木県宇都宮市御幸ケ原町146番地83
　エリカ・パオラ・ナルヴァルテ・タイラ　昭和60年12月６日生
住所　埼玉県戸田市大字新曽787番地
　許尚淑　昭和38年５月16日生
　黄雅玲　平成３年４月４日生
住所　埼玉県春日部市浜川戸２丁目２番地25
　ウィリアム・フランシスコ・ラウ・ウンテン　昭和58年10月29日生
住所　埼玉県南埼玉郡白岡町大字篠津90番地５
　ナンシー・ルシラ・ハシモト・パチェコ・デ・ナカヤ　昭和44年１月30日生
住所　埼玉県羽生市大字北袋４番地
　智征宇　昭和56年６月20日生
　智勇仁　平成19年９月14日生
住所　浜松市中区富塚町3602番地１
　アンデルソン・イシイ　昭和57年10月10日生
住所　静岡県御殿場市川島田66番地19
　シドネイ・マサユキ・ッタニ　昭和38年６月２日生
住所　千葉県松戸市金ケ作302番地89
　モハマド・アサドール・ラハマン　昭和52年６月25日生
　ハミム・ラハマン　平成20年７月23日生
　リヤナ・ラハマン　平成24年２月22日生
住所　東京都江戸川区篠崎町４丁目８番16号
　趙莉　昭和54年11月29日生
住所　東京都江戸川区船堀３丁目13番12―802号
　張永新　昭和41年３月１日生
住所　福島市置賜町４番６号
　張成福　昭和55年８月29日生
住所　北九州市小倉南区湯川新町４丁目８番25号
　文貴玉　昭和42年５月７日生
住所　群馬県太田市西新町110番地９
　ルーカス・ケンジ・フェルナンデス・デ・アルメイダ　昭和63年12月30日生
住所　群馬県高崎市八千代町２丁目２番15号
　ティプブンホアン・チャンホム　昭和19年３月８日生
住所　岐阜県中津川市福岡368番地
　宋博洋　平成12年１月28日生
住所　さいたま市南区辻２丁目３番６号
　李小雲　昭和61年11月20日生
住所　埼玉県志木市館２丁目３番５―804号
　陳萍　昭和46年１月28日生
住所　埼玉県富士見市東みずほ台２丁目25番地３
　于躍　昭和56年４月29日生
住所　埼玉県秩父郡東秩父村大字白石840番地
　程文潔　昭和40年４月25日生

○厚生労働省告示第五百八十三号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項又は同条第三項の規定により、その住所又は名称を次のとおり変更する又は変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年十二月十一日　厚生労働大臣　三井　辨雄

一　登録番号　五八
　ア　名称
　　変更前　社団法人鹿児島県薬剤師会
　　変更後　公益社団法人鹿児島県薬剤師会
　　変更の日　平成二十四年十月一日
二　登録番号　一六一
　ア　住所
　　変更前　東京都立川市曙町二丁目四十一番十九号
　　変更後　東京都新宿区西新宿二丁目一番一号
　　変更の日　平成二十四年十月二十二日

○農林水産省告示第二千五百五十六号

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十二号）第二十二条第一項の規定に基づき、株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準を次のとおり定めたので、同条第六項の規定に基づき、これを公表する。

平成二十四年十二月十一日　農林水産大臣　郡司　彰

株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準

機構が対象事業活動支援の対象となる対象事業者又は対象事業活動支援団体及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

1　支援の対象となる対象事業活動が満たすべき事項

機構及び機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体は、次に掲げる全ての事項を満たす対象事業活動を支援するものとする。

⑴　多様な地域資源の活用

食と農林漁業が有する潜在的な成長力を顕在化させるため、その成長力の源泉となる農林水産物、バイオマスその他の農山漁村・農林漁業に由来する多様な地域資源を活用し、その価値を生かしていくことを目指すものであること。

⑵　産業分野の連携

農林漁業以外の業種に属する事業者（以下「異業種事業者」という。）から出資を受けること等により農林漁業を行う法人とは別に設立された２次産業・３次産業の分野における農林漁業者主体の法人が、農林漁業以外の業種の技術・ノウハウを活用しつつ、農林漁業と一体的に地域資源の価値を高めることを目指すものであること。

⑶　新たな市場の開拓

例えば次に掲げるような取組を行い、新たな価値を創造することにより、国内外で新たな市場を開拓していくことが期待されるものであること。

①　農林水産物の特色を生かした新商品の開発若しくは販売の方式の改善又は直接販売、輸出その他の新たな販売の方式の導入

②　国内外で今後の成長が見込まれる健康、医療、観光及び教育の分野において行われる我が国の農山漁村・農林漁業の優位性を生かした取組

③　農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給又は需要の開拓

⑷　農山漁村の活性化等への貢献

地域との調和に配慮しつつ、農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化並びに農林漁業者の経営の安定向上に資するとともに、事業の継続に必要な収益性が確保されることにより、支援決定から一定期間内に出資した資金の回収の可能性が高いものと見込まれるものであること。

2　対象事業活動の支援内容が満たすべき事項

機構及び機構が行う出資の対象となる対象事業活動支援団体は、対象事業活動に対する支援の内容を決定するに当たって、次に掲げる事項を満たすものとする。

⑴　中長期的な観点からの支援

①　対象事業活動の基盤となる農林漁業については、生産活動の改良・拡充に長期間を要するといった特性があることを踏まえ、中長期的な観点から出資と経営支援とを一体的に実施すること。

②　経営支援の実施に当たっては、農林漁業、地域振興又は金融に関する知識及び経験を有する者を従事させ、農林漁業者と異業種事業者とのマッチング支援を実施するとともに、最大15年間の出資期間にわたって中長期的な観点から個々の対象事業活動の成長発展を支援しつつ、事業年度ごとに進捗状況を適宜評価することにより出資全体としての長期収益性の確保に努めること。